

# 就職やスキルアップを考えているひとり親のみなさまへ

スキルアップのために養成機関で修業するときの生活費を支給します!

## 高等職業訓練促進給付金

### 対象者

すべてに該当する方

- 見附市に住民登録のある方
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の母または父
- 児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準であること  
(令和6年8月30日以降は、児童扶養手当所得水準を超えていても超過後1年間に限り申請可)
- 養成機関において、6か月以上のカリキュラムを修業し、当該対象資格の取得等が見込まれる方
- 仕事又は育児と学業の両立が困難な方

将来  
資格をとりたい!



### 対象資格

★看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、  
管理栄養士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等

★次に掲げる講座で6か月以上のカリキュラムの修業が予定されている場合は給付対象となる場合がありますので、詳しくは、こども課までお問い合わせください。

- 雇用保険制度の一般教育訓練給付に指定されている「情報関係」分野の資格
- 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付に指定されている資格
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付に指定されている資格

### 支給内容

修業中

訓練促進給付金



住民税非課税世帯 月額 10万円  
住民税 課税世帯 月額 70,500円  
※最終の1年間は支給額を4万円加算  
※最大4年間の支給(条件あり)

修了後

修了支援給付金

修了  
おめでとう!



住民税非課税世帯 50,000円  
住民税 課税世帯 25,000円  
※入学から修了時まで母子家庭または  
父子家庭の方

### お問合せ

まずは、事前相談のご連絡をお願いします。対象資格・受給要件の審査があります。

見附市教育委員会こども課 こども家庭センター Tel:0258-62-1700 内線 444、443

受付時間:月~金曜(祝日、年末年始除く)8:30~17:15

※詳しくは見附市ホームページをご覧ください↓



## 手続きについて

### 《事前相談》



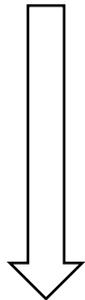
これから資格取得を目指している方、すでに修業中の方も**市教育委員会**こども課 こども家庭センター 子育て応援係へ相談してください。

事前相談では、資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込みや生活状況などをお伺いし、支給の必要性について審査します。

事前相談の際は、受講する講座の資料をお持ちください。

### 養成機関で修業開始

### 《給付金交付申請》



事前相談後の通学開始月以降、高等職業訓練促進給付金等交付申請書と添付書類にて申請してください。申請には、以下の書類が必要です。

#### 【添付書類等】

- ① 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び、世帯全員の住民票の写し
- ② 児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給者証
- ③ 申請者のマイナンバーカード
- ④ 養成機関の長が発行する在学証明書（申請月発行のもの）
- ⑤ 振込先口座の通帳またはカード

### 《交付決定》



高等職業訓練促進給付金等交付決定通知書を送付します。

### 《出席状況報告提出》



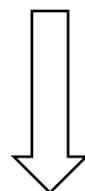
翌月10日までに出席状況報告書、修得単位証明書等を提出

### 《給付金支給》



指定された口座へ給付金を振込します。

### 《修了支援給付金交付申請》



修了日から30日以内に「高等職業訓練促進給付金等修業完了届」を提出してください。

#### 【添付書類等】

- ① 養成機関の長が発行する修了証明書等

### 《交付決定》



高等職業訓練促進給付金等交付決定通知書を送付します。

### 《修了支援給付金支給》

指定された口座へ修了支援給付金を振込します。